

住民基本台帳ネットワークシステムの稼働について

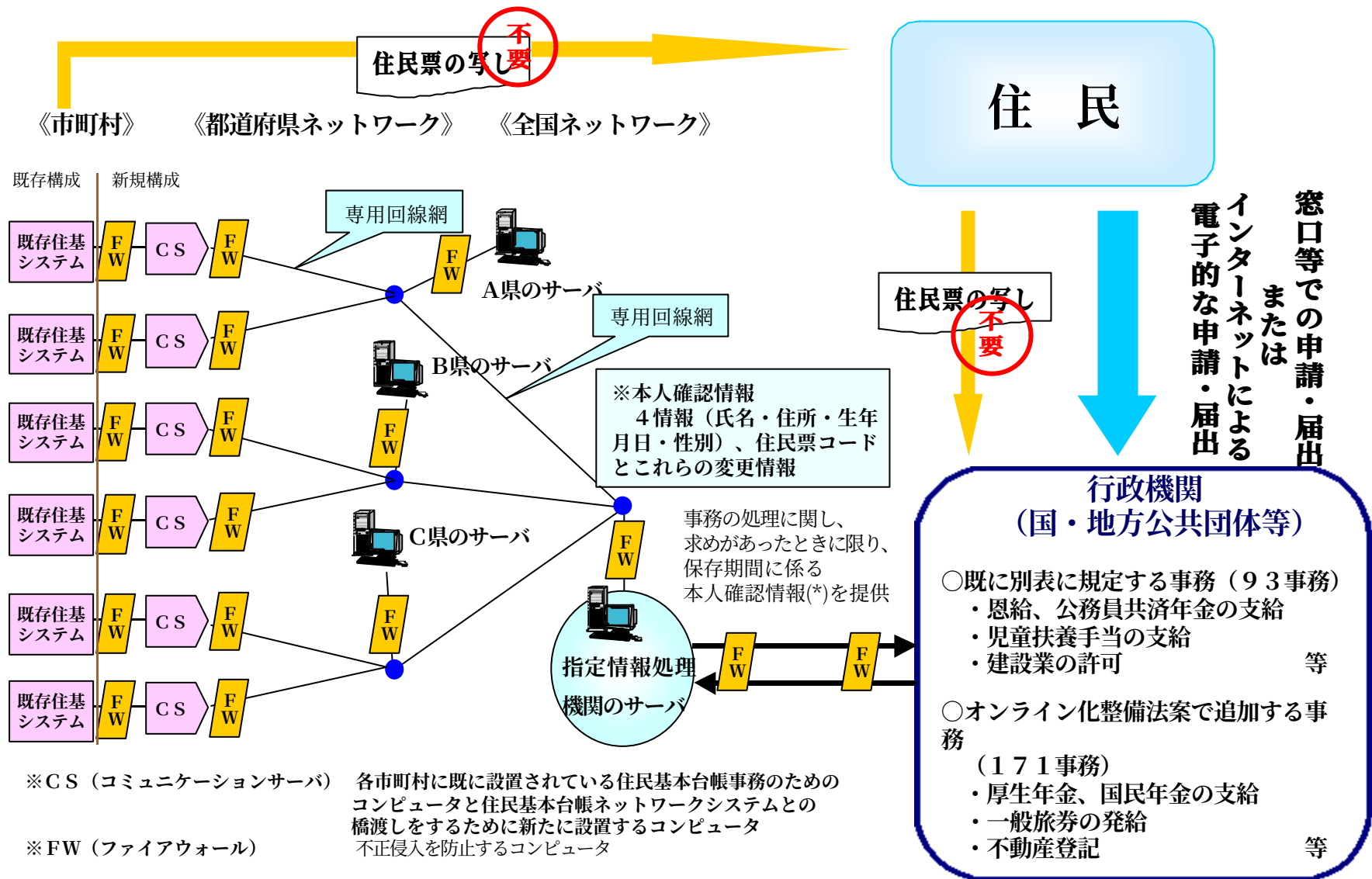
1. 運用状況

- 現時点において順調に稼働。
- 現時点で不正アクセス等の報告は受けていない。
- これまで一部の団体において障害が発生したとの報告を受けたが、すべて復旧。

2. 不参加又は条件付き参加団体の状況

- 現時点で 5 団体が不参加又は条件付き参加
 - ・ 福島県矢祭町（独自の条例を制定した上で参加する予定）
 - ・ 東京都杉並区（確固とした個人情報保護のための法制度が整備されるまで不参加）
 - ・ 東京都国分寺市（個人情報保護法が成立するまでの間不参加）
 - ・ 東京都中野区（9月11日から不参加）
 - ・ 神奈川県横浜市（システムには参加するが、非通知の申し出をした者は、システムの安全性が総合的に確認できるまでの間、送信しない）
- なお、三重県の二見町と小俣町は8月9日に参加

○住民基本台帳ネットワークシステムの構築



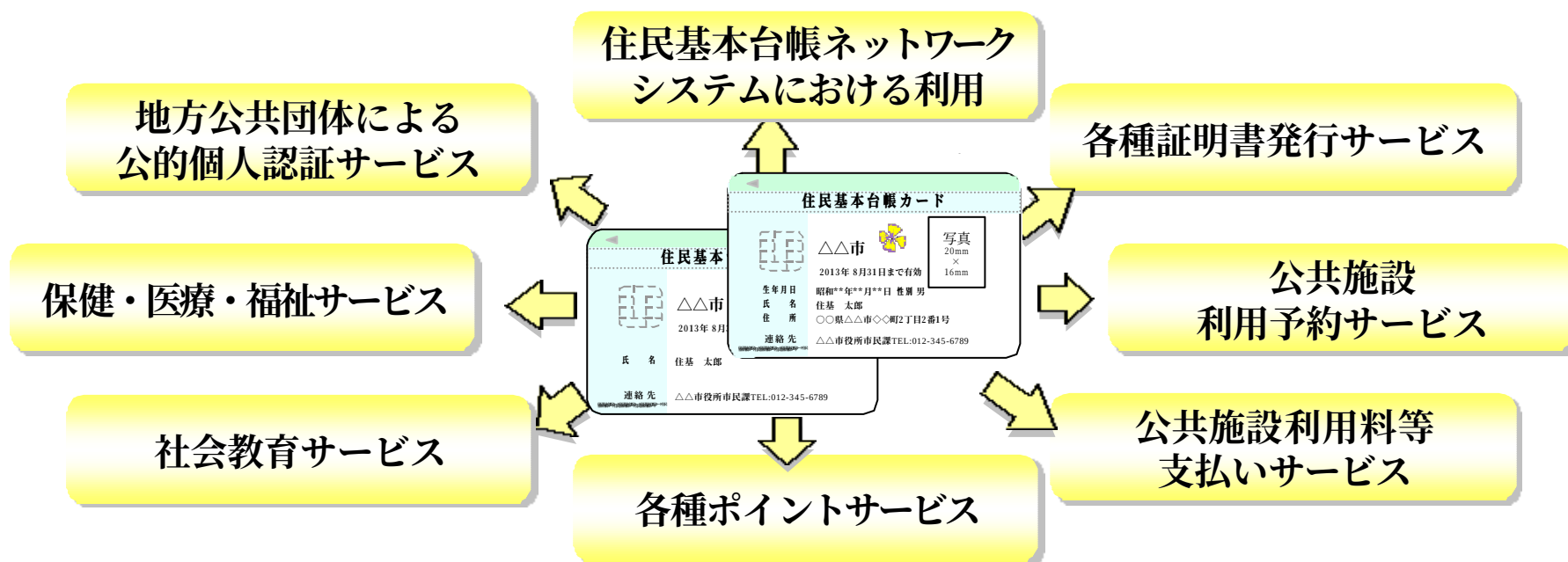
○住民基本台帳カード（ICカード）

1. 住民基本台帳カードの交付

- ・ 2003年8月から住民の申請により、市町村長は住民基本台帳カードを交付
- ・ 住民基本台帳ネットワークシステム上の利用や条例に定めることによる様々な利用が可能

2. 各種セキュリティ機能を完備

- ・ ICカードへのセキュリティ上の脅威（盗聴／改ざん／なりすまし）に対する対策
⇒ 「暗号機能」・「アクセス制御機能」・「アプリケーションファイアウォール」・「認証機能」



○住民基本台帳ネットワークシステムの個人情報保護措置

1. 個人情報保護・セキュリティ確保のために以下の措置を実施

＜保有情報の制限・利用の制限＞

- ・ 都道府県や指定情報処理機関が保有する情報は、4情報（氏名・住所・性別・生年月日）、住民票コード及びこれらの変更情報に限定。
- ・ 情報提供を行う行政機関の範囲や利用目的を限定、目的外利用の禁止。
- ・ 住民票コードの民間利用を禁止。

＜外部からの侵入防止＞

- ・ 専用回線の利用、ファイアウォール及び侵入検知装置(IDS)の設置により不正侵入を防止。通信を行う際にはデータを暗号化。
- ・ 万一の場合にはネットワークを停止するなど、個人情報保護を最優先。

＜内部の不正利用の防止＞

- ・ システム操作者に守秘義務を課し、刑罰を加重。
(通常は1年以下の懲役または3万円以下の罰金→2年以下の懲役または100万円以下の罰金)
- ・ 操作者用ICカードやパスワードにより、操作者を限定。
- ・ 追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存。

2. 住民基本台帳ネットワークシステムの稼働に当たり、以下の措置を実施

- ・ 総務省住民基本台帳ネットワークシステム緊急対策本部の設置
- ・ 住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会の新設
- ・ 外部監査によるシステム運営調査